

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 鶴見川流域地域（青葉区寺家町、市ヶ尾町、上谷本町、恩田町、緑区十日市場町）

#### (1) 現況

本地域は、鶴見川沿いに広がる農地にて、畑作経営が混在しながらも主に水田経営が行われている。戦前から昭和50年代にかけて基盤整備を行ってきた。周辺に大規模な住宅街が広がり、消費者ニーズは多様であり、自然と調和のとれた持続的な農業生産を推進し、都市農業の推進を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 港北ニュータウン地域（都筑区東方町、池辺町）

#### (1) 現況

本地域は、都筑区と港北区にまたがる港北ニュータウンの農地エリアに位置する。市街地に隣接した丘陵台地の平坦地及び緩斜面に広がる畑地帯である。基盤整備中または既に基盤整備が行われており、区画が整形されたほか畑地かんがい施設も導入されるなど栽培環境が整っている。野菜及び植木の生産が多いが、花卉・果樹・養鶏の生産も行われている。野菜の販売先は、市場からJA共同直売所、個人直売所と様々である。周辺に大規模な住宅街が広がり、消費者ニーズは多様であり、自然と調和のとれた持続的な農業生産を推進し、都市農業の推進を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	鶴見川流域地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
	港北ニュータウン地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし